

老人保健事業の見直しの視点について

老人保健事業の見直し－４つの視点－

「健康な65歳」から「活動的な85歳」へ

- これまでの老人保健事業は、生活習慣病対策を中心に「健康な65歳」を作ること为目标としてきたが、これからは、従来の生活習慣病対策に加え、ヘルスプロモーションの視点も含め、高齢者における生活機能低下対策を強化すべきである。

健康づくり戦略の再統合と制度的役割分担の明確化

- これまで、各制度による縦割り型の健康づくりが行われてきたが、個人の生涯を通じた統一的・総合的な健康づくり体制を整備する必要がある。その上で、老人保健事業は何をどのように分担するのかを明確にするべきである。

個人のライフステージに応じた事業の展開

- これまで、一律に生活習慣病予防を想定した健康診査が実施されてきたが、今後は、ライフステージに応じた目標を示すべきである。

(例) 20歳～39歳：人生の「折り返し」時までに健康な生活習慣の確立を目指す。
40歳～64歳：健康な65歳を目指して、従来から行われてきた健康診査等を行う。
65歳～：活動的な85歳を目指して、運動機能や日常生活活動等の取組を強化する。

サービスの評価の徹底

- これまで行われてきた各事業については、事業の評価が必ずしも十分とは言えなかったことを踏まえ、今後の事業の立案、実施にあたっては、その有効性等の評価に基づいて行われるべきである。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日）
社会保障審議会介護保険部会報告（抜粋）

第2 制度見直しの具体的内容

I. 給付の効率化・重点化

1. 総合的な介護予防システムの確立

(2) 「総合的な介護予防システム」の全体像

(現状における課題)

- 一方、我が国の現状は、こうした基本的な在り方とは、かなり、かけ離れた状況にあると言わざるを得ない。

現行制度で高齢者に対し介護予防・リハビリテーションの観点から提供されているサービスとしては、市町村事業として実施されている「老人保健事業」や「介護予防・地域支え合い事業」のサービス、介護保険制度における「予防給付」や「介護給付」の一部、医療保険制度におけるリハビリテーションの一部など様々なものがある。

しかし、これらのサービスは、①制度・事業の一貫性や連続性に欠け、対象者に空白や重複があること、②サービス内容も統一性がなく、各職種間の連携も十分でないこと、③対象者のニーズ・状況に関する的確なアセスメントや、サービスの結果に対する適切な評価が行われていないことなど、多くの課題を抱えている。

(4) 市町村事業の見直し

(事業の一元化)

- 介護予防の観点から見ると、前述したように、要支援や要介護状態になる前の段階から生活機能低下の危険性を早期に発見し、適切な介護予防サービスを提供することが重要である。

このため、現在、介護予防の観点から公費に基づく市町村事業として実施されている「老人保健事業」や「介護予防・地域支え合い事業」についてはこれまでの事業の評価に基づき、これを基本的に見直し、サービス内容を介護予防に効果的なものに切り換えるとともに、市町村が介護保険制度などと有機的な連携を保ちながら、積極的に事業展開することが可能となるようなものへと一元化していくことが必要である。

「介護予防に関する事業評価・市町村支援事業」 の概算要求の概要

事業の目的

平成18年4月より介護保険制度に創設される介護予防事業（地域支援事業）及び新予防給付について、より介護予防の観点から効果的な事業（サービス）の実施が図られるよう、都道府県に市町村を支援するための事業等を検討するための委員会を設置し、広域的な観点から、市町村が行う介護予防に関する事業について、様々な支援を行う。

事業の概要

1. 事業内容

- (1) 市町村を支援するための事業等を検討するための委員会の設置
 - ・ 事業計画の策定
 - ・ マニュアルの作成
 - ・ 事業評価 等
- (2) 市町村担当者に対する研修の実施
保健師等の市町村の担当者
- (3) 介護予防に関する啓発普及事業
- (4) 介護予防地域リハビリテーション推進事業の実施（※）
 - ・ 介護予防地域リハビリテーション支援体制整備推進事業
 - ・ 脳卒中情報システム事業

- | | |
|---------------|----------------------|
| 2. 実施主体 | 都道府県 |
| 3 平成18年度概算要求額 | 約5億円 |
| 4 補助率 | 1/2（脳卒中情報システム事業は1/3） |
| 5 補助先 | 都道府県 |

※ 留意事項

平成17年度まで「疾病予防対策事業費等補助金」に計上していた地域リハビリテーション推進事業については、介護予防に関する事業を支援する事業として、地域支援事業において実施する方向で要求中。

(参考)

本事業のほか、改正介護保険制度施行後3年を目途として、介護予防に関する事業の費用対効果等を検証するため、継続的に評価分析を行うための事業費を要求している。

平成18年度「女性のがん緊急対策」 概算要求の概要

マンモグラフィ緊急整備事業

- 1 平成18年度概算要求額 約39億円
- 2 事業
 - マンモグラフィ緊急整備事業 250台
※ 各自治体における導入状況・計画を踏まえ整備。
 - マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業
- 3 補助率 1/2
- 4 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者
- 5 負担割合 国 : 1/2
都道府県 : 1/2以内
市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者 : 1/2以内
 - ※1 都道府県及び市区町村又は大臣が認める者で1/2負担分を調整。
 - ※2 市区町村及び大臣が認める者に対する補助は間接補助。
 - ※3 大臣が認める者は、検診機関、医療法人等。

女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及事業

- 1 平成18年度概算要求額 約2.3億円
- 2 事業
 - 乳がん検診及び子宮がん検診についての啓発普及事業
 - 骨粗鬆症検診についての啓発普及事業
- 3 補助先 都道府県 (補助率 : 1/2)
- 4 負担割合 国 : 1/2
都道府県 : 1/2

「マンモグラフィ緊急整備事業」の内示状況(第1次分)

都道府県名	機器整備(台数)
北海道	—
青森県	7
岩手県	2
宮城県	2
秋田県	4
山形県	5
福島県	7
茨城県	3
栃木県	4
群馬県	4
埼玉県	7
千葉県	2
東京都	10
神奈川県	9
新潟県	11
富山県	2
石川県	7
福井県	1
山梨県	2
長野県	—
岐阜県	15
静岡県	18
愛知県	12
三重県	1
滋賀県	3
京都府	4
大阪府	17
兵庫県	6
奈良県	4
和歌山県	1
鳥取県	4
島根県	1
岡山県	3
広島県	11
山口県	7
徳島県	—
香川県	2
愛媛県	3
高知県	1
福岡県	11
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	3
大分県	5
宮崎県	4
鹿児島県	1
沖縄県	3
全 国	232

(注) 「—」表示については、今回申請が行われなかったもの。